

教職課程の履修開始について

1. 取得可能な教員免許状

免許状の種類	基礎資格
◇中学校教諭普通一種免許状： 外国語(英語・ドイツ語・中国語)、 国語、社会	学士の学位(本学の卒業要件を 満たしていること)
◇高等学校教諭普通一種免許状：外国語(英語・ドイツ語・中国語)、 国語、公民	学士の学位(本学の卒業要件を 満たしていること)

※ 上記に加え、小学校教諭一種免許状及び中学校教諭及び高等学校教諭の「保健体育」の普通一種免許状が、星槎大学との提携による通信課程(科目等履修制度)を利用して取得可能(学費別途必要)

- ① 教員採用試験の実態をふまえると、中学・高等学校の免許状の両方を取得することが望ましい。
- ② 教職センター(校舎かえで1階教務グループ隣)にてオフィスアワーを実施している。これを活用して、履修相談、教員採用試験や大学院進学の相談を行ってほしい。
- ③ 教員採用試験対策講座が学期毎に開講されているので、教員採用試験の受験を考えている2・3年次生は2学期から、4年次生は1学期からの受講を強く推奨する。

2. 教職課程を履修すると企業への就職活動に差し支える場合がある

教職課程における教育研究と学習の成果を学校教育の現場で試す2週間または3週間の教育実習がある。教育実習は、通常4年次の5月下旬から6月にかけて、本学の授業「教育実習」の一環として実施する。この時期は、企業への就職活動の最終段階の時期でもある。教育実習の期間は、大学での授業・課外活動やアルバイト等はすべて中止(公欠届を提出)して、実習校に勤務するため、当然、就職活動も中断される。教育実習のために、希望する企業への就職チャンスを逃がすリスクがあることを確認しておきたい。

教職課程では、他の学生より卒業要件とは別に約30単位を余分に履修する必要がある。4年次2学期に開講される「教職実践演習」が終わるまでは、徹底した実力養成の訓練を行う。そこでは、自発的な研究と学習の継続的な努力が求められる。公務員や一般企業への就職を考えている学生は、教職課程を履修しないで企業研究や就職活動に力を注いでほしい。「ぜったい教員になる！」という強い意欲や覚悟と、3年間にわたる継続的な努力を惜しまない学生に履修を勧めたい。

また、教員免許状取得のために必要な「教職に関する科目」は、卒業要件の124単位には含まれない。このため、教員免許状取得希望者は計画的に履修するとともに、単位取得の状況を自己管理することのできる能力が求められる。

3. 教員希望者は何をすればよいか

教員免許状取得のために「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を履修することが必要である。これ以外に、「日本国憲法」「外国語コミュニケーション」「体育」(「スポーツLA」又は「スポーツ実習SA・SB」)「情報機器の操作」(「コンピューターリテラシー」)に対応する学科ごとに定められた科目が必修科目となる。さらに、中学校教諭免許状を希望する場合は、社会福祉施設および特別支援学校において、合計7日間の「介護等体験」を受けなければならない(通常3年次の指定された時期)。

以上のうち「教科に関する科目」は、各学科の専門科目のかなりの部分が該当する(『2017履修案内』)

を参照)。「教職に関する科目」は、教育に関する基本的考え方を学び、教育技術の実践的な訓練を行うものである。「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を合わせて何単位修得すればよいかという情報は、『2017履修案内』に示されているので、確認しておくこと。また「教職に関する科目」は、原則として次のような順序で履修することが求められる。

- ① 「教科教育法Ⅰ→教科教育法Ⅱ→教科教育法Ⅲ(中学校免許状取得希望の場合)→教科教育法Ⅳ→教育実習Ⅰ・Ⅱ」は順次履修科目である。したがって、まず教科教育法Ⅰを必ず2年次に履修すること。
- ② 「教職概論」は教職課程の入門となる科目であるため、2年次に履修すること。

4. 「教育実習」履修の条件

「教育実習」は、4年次1学期に実施する。「教育実習」は社会的に重要であるので、前年度(3年次2学期末)までに以下の条件を完全に満たした学生だけが履修することができる。

(1) 単位の修得(※学期ごとに取得単位数を確認して、自己管理する能力が求められる。)

- ① 教科に関する科目：20単位以上
- ② 教職概論、教育本質論、教育課程の意義と編成、特別活動の指導法、教育心理学、教育社会学、教育法規：6単位以上
- ③ 免許科目の教科教育法Ⅰ及びⅡ：計4単位
- ④ 道德教育の研究Ⅰ：2単位
- ⑤ 免許科目と異なる科目で実習する者は、上記に加えて実習科目の教科教育法Ⅰ：2単位

* 上記の科目の中で、教育実習に直結する科目は、教科教育法Ⅰ及びⅡである。特に、教科教育法Ⅰは、2年次に履修すること。中学校教諭免許状の希望者は、教科教育法Ⅲも必修である。なお、ドイツ語及び中国語で教育実習を行なえる実習校は極めて少ないため、他教科の免許を併せて取得するようにすること。

- ⑥ 英語の免許取得希望者は、「教育実習Ⅰ-A」履修には、TOEIC 600点以上、英検準1級以上、TOEFL PBT 503、iBT 62以上のいずれか

(2) 実習校からの受入れ許可

受入れ依頼活動の方法は、2018年1月の昼休みに実施予定の「教育実習ガイダンス」で説明する。

5. 今後の日程

- | | |
|----------------|---|
| <u>2年次</u> ：4月 | 教職課程オリエンテーション(本日)、教職課程科目の履修開始 |
| 1月 | 教育実習ガイダンス(実習校への受入依頼活動の説明) |
| 2～3月 | 教育実習の受入校への受入依頼活動 |
| <u>3年次</u> ：4月 | 教育実習校の内定、介護等体験ガイダンス(中学校教諭免許状希望者のみ) |
| 5月～ | 介護等体験(個々により日程は異なる) |
| <u>4年次</u> ：4月 | 「教育実習」の履修(週1コマ、講義・授業づくり・模擬授業等) |
| 5月～ | 教育実習校での教育実習(2週間または3週間) |
| 7月 | 公立学校教員採用試験(公立中学校・公立高等学校への就職希望者) |
| 9月～ | 「教職実践演習」の履修(教育実習を済ませた学生の実力を診断する総仕上げの授業) |
| 10月～ | 教員免許状の申請 |
| 3月 | 教員免許状の取得 |